



# りそな銀行アジアニュース

2019年7月24日  
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

## 「中国金融の規制緩和措置について」

中国人民銀行は7月20日、更に対外開放を行う中国国務院の方針に基づき、金融の更なる規制緩和措置を発表しました。具体的の内容は以下の通りです。

内 容
1. 外資格付会社が中国国内で信用格付業務を行う際に、銀行間債券市場と証券取引市場の全ての有価証券を取扱可能。
2. 海外金融機関に中国商業銀行の理財子会社への出資を奨励。
3. 海外資産管理会社と中国資本の銀行や保険会社の子会社が、合弁で外資が過半数出資する理財会社を設立することを許可。
4. 海外金融機関が年金管理会社を設立、または出資することを許可。
5. 外資による外為ブローカー会社の独資設立、または一部出資を許可。
6. 外資による生命保険会社への出資上限を現在の51%から100%に緩和を認める時期前倒し。 (従来予定の2021年から1年前倒しして2020年)
7. 国内保険会社による保険資産管理会社への出資規制撤廃。 (国内保険会社の同管理会社出資について75%を下回ってはならないとする規制を撤廃し、外資による同管理会社への出資が25%を超過することを許可)
8. 外資保険会社の市場参入に対し、経営期間30年以上とする制限を廃止。
9. 外資による証券会社、証券ファンド管理会社、先物会社への出資制限撤廃時期前倒し。 (従来予定の2021年から1年前倒しして2020年)
10. 外資が銀行間債券市場で発行されるA類(全て)の債券の引受主幹事となることを許可。
11. 海外機関投資家による銀行間債券市場への投資の利便性向上。

【出所:中国人民銀行ホームページより抜粋】

照会先: 国際事業部 (東京)電話 03-6704-3332  
(大阪)電話 06-6268-1907

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 \* 禁無断転載